役職員の慶弔の扱いについて

平成23年7月14日 制 定技術研究組合 NMEMS 技術研究機構事務局長

就業規則第42条の規定により役職員の慶弔の扱いについて、次のと おり定める。

(趣旨)

第1条 技術研究組合 NMEMS 技術研究機構に在職する役職員(以下「役職員」 という。)又はその家族等に対する慶弔の表明はこの扱いの定めると ころによる。

(適用範囲)

- 第2条 慶弔の表明は、次の各号に掲げる者の慶弔に対して行うものとする。
 - 1 役職員
 - 2 役職員の配偶者又は父母(姻族を除く。以下と同じ。)及び子弟
 - 3 前2号に掲げる場合の他理事長が特に必要と認める者

(慶弔の区分)

- 第3条 慶弔の区分は、次に掲げるものとする。
 - 1 理事長名祝(弔)電
 - 2 専務理事名祝(弔)電
 - 3 祝(弔)電に関しては、連名又は重複も可能とする。

(その他)

第4条 本扱いは対象役職員又は直近上位の者が、速やかに本部へ慶弔の必要な旨を通知し手続を開始するものとし、最終的な判断は事務局長の判断による。また、支払は、対象役職員が辞退した場合を除き電報発出・支出を行うものとし、前及び元役職員並びに各委員会委員については、事情を勘案の上、事務局長の判断において前3条を適用することができるものとする。

附 則

1. この扱いは、平成23年7月14日より適用する。